

○一戸町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱

令和3年3月3日告示第17号

改正

令和5年11月28日告示第195号

令和8年6月1日告示第89号

一戸町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号）に基づく一戸町地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の定住を促進し、町の活性化を図るため、隊員の起業又は事業承継に要する経費に対し、予算の範囲内で一戸町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、一戸町補助金交付規則（昭和39年一戸町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいないものが所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始するもの

イ 事業を営んでいないものが新たに法人を設立し、事業を開始するもの

ウ 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな事業を開始するもの

(2) 事業承継 次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいないものが所得税法第229条に規定する開業の届出により、承継した事業を開始するもの

イ 事業を営んでいないものが法人を承継し、承継した事業を開始するもの

ウ 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、承継した事業を開始するもの

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることのできる隊員は、次の各号のいずれにも該当する

者とする。

- (1) 町で隊員として活動した期間が1年以上あり、かつ、町内に住所を有すること。
  - (2) この要綱による補助金の交付を受けたことが無いこと。ただし、補助金の交付を受けた後に、別表に掲げる要件の3該当する場合は、1回を限度として第4号に定める期間内に再度申請することができる。
  - (3) 起業等に係る内容が町の活性化に資するものであること。
  - (4) 隊員としての任期2年目から任期終了後3年以内であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 宗教活動又は政治活動を目的として事業を行う者
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員である者
  - (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に掲げる町税を滞納している者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める者  
（補助対象経費）

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業又は事業承継に要する経費で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設備費、備品費又は土地若しくは建物賃借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導受入れに要する経費
- (6) 経営改善に向けた専門人材の活用に必要な経費
- (7) 新商品開発、新技術導入等による付加価値向上に必要な経費
- (8) 従業員の育成・能力開発に必要な経費
- (9) その他町長が特に必要と認める経費  
（補助金の額）

**第5条** 補助金の額は別表のとおりとし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一戸町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書の写し又は金額を証明する書類
- (4) 雇用を伴う起業又は事業承継の場合は、新規雇用又は雇用数の維持を確認できる書類
- (5) その他町長が特に必要と認める書類

2 町長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、一戸町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請等)

**第7条** 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、一戸町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 補助対象経費の増額又は20%を超える減額をしようとするとき。
- (2) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査の上、一戸町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金（変更・中止・廃止）承認決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

**第8条** 補助事業者は、補助事業が完了したときは、一戸町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる資料を添えて、町長に報告するものとする。

- (1) 収支決算書（様式第8号）

- (2) 当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類の写し
  - (3) 補助事業の実施状況等が分かる写真及び資料
  - (4) その他町長が特に必要と認める書類
- 2 前項の報告は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに報告するものとする。
- (補助金の額の確定及び交付)

**第9条** 町長は、前条の報告を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適正であると認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、一戸町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金確定通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、一戸町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金請求書（様式第10号）を町長に提出するものとする。
- 3 町長は、前項の請求を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- (前金払)

**第10条** 町長は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部を前金払することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の前金払を受けようとするときは、一戸町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金前金払請求書（様式第11号）を町長に提出するものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の前金払の額が、前条第1項に規定する補助金の確定額を超えているときは、その差額を町に返還するものとする。
- (指導監査)

**第11条** 町長は、補助事業の実施に関して必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(財産の処分の制限)

**第12条** 補助事業者は補助事業で取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものについては、補助金の全部に相当する金額を町に納付したとき又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、町長の承認を得ないで譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 取得価格又は効用の増加価格の単価が30万円を超える機械及び重要な器具
- (3) その他補助事業を達成するために町長が特に必要と認めるもの  
(補助金交付決定の取消)

**第13条** 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定により付される補助金の交付要件に違反したとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 地域おこし協力隊の任期終了の日又は補助金の交付決定の日から起算して1年以内のいずれか遅い日までに、自己の都合によって町外に転出したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、一戸町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

**第14条** 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた者に対して、当該補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。ただし、災害、疾病その他自己の都合によらず、やむを得ない事情があると町長が認めた場合はこの限りでない。

(報告等)

**第15条** 町長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下この条において「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(重複助成の禁止)

**第16条** この要綱による補助金は、補助対象経費を同じくする他の補助金の交付を受けた事業について、重複して交付しない。

(補則)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第5条関係）

要件	補助上限額	補助率
1 新規雇用を伴わない起業の場合	100万円	10/10
2 雇用数を維持しない事業継承の場合		
3 1の補助金の交付を受けた後に、新規に雇用した場合		
4 雇用を伴う起業の場合	200万円	
5 雇用数を維持した事業承継の場合		